○国土交通省告示第六百二十四号

自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号）第三条第二項の規定に基づき、低排出ガス車認定実施要領及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

低排出ガス車認定実施要領及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

（低排出ガス車認定実施要領の一部改正）

第一条　低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　「特定輸入自動車」とは、輸入自動車製作者等（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものをいう。次条において同じ。）が国土交通大臣が定めるところにより届け出た自動車をいう。	（定義） **第一条**　この告示における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） （新設）
（認定の対象とする自動車） **第二条**　自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号。以下「評価規程」という。）第三条第二項第一号イの認定の対象とする自動車は、次の表の上欄に掲げる自動車であって、それぞれ同表の下欄に掲げる申請者から評価規程第二条に基づく申請（以下単に「申請」という。）があったもの（普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限り、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）とする。	（認定の対象とする自動車） **第二条**　自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号。以下「評価規程」という。）第三条第二項第一号イの認定の対象とする自動車は、次の表の上欄に掲げる自動車であって、それぞれ同表の下欄に掲げる申請者から評価規程第二条に基づく申請（以下単に「申請」という。）があったもの（普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限り、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）とする。

自動車	申請者
（略）	（略）
三　認定低減性能向上改造自動車	改造認定告示第三条各号に掲げる者
四　特定輸入自動車	前条第四号の届出をした輸入自動車製作者等

自動車	申請者
（略）	（略）
三　認定低減性能向上改造自動車	改造認定告示第三条各号に掲げる者

（国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項）

第六条　評価規程第三条第二項第一号ホの国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　申請は、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる時期に行うものとすること。

自動車	時期
イ　型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした時以降

自動車	時期
イ　型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る次の時期のいずれか (1)　道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした時以降 (2)　自動車型式指定規則（昭和六十二年運輸省令第八十五号）第十条第一項の申請をした時以後